

特別区議会議員講演会（令和8年度第1回）

「特別区の現状と課題」

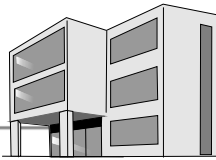
（別冊資料）

- 1 特別区の現状と課題（参考資料）（令和8年6月25日）
- 2 都区制度（東京の大都市制度）について（令和8年4月1日）
- 3 特別区全国連携プロジェクト パンフレット（令和8年3月発行）

I 特別区制度の現状と課題

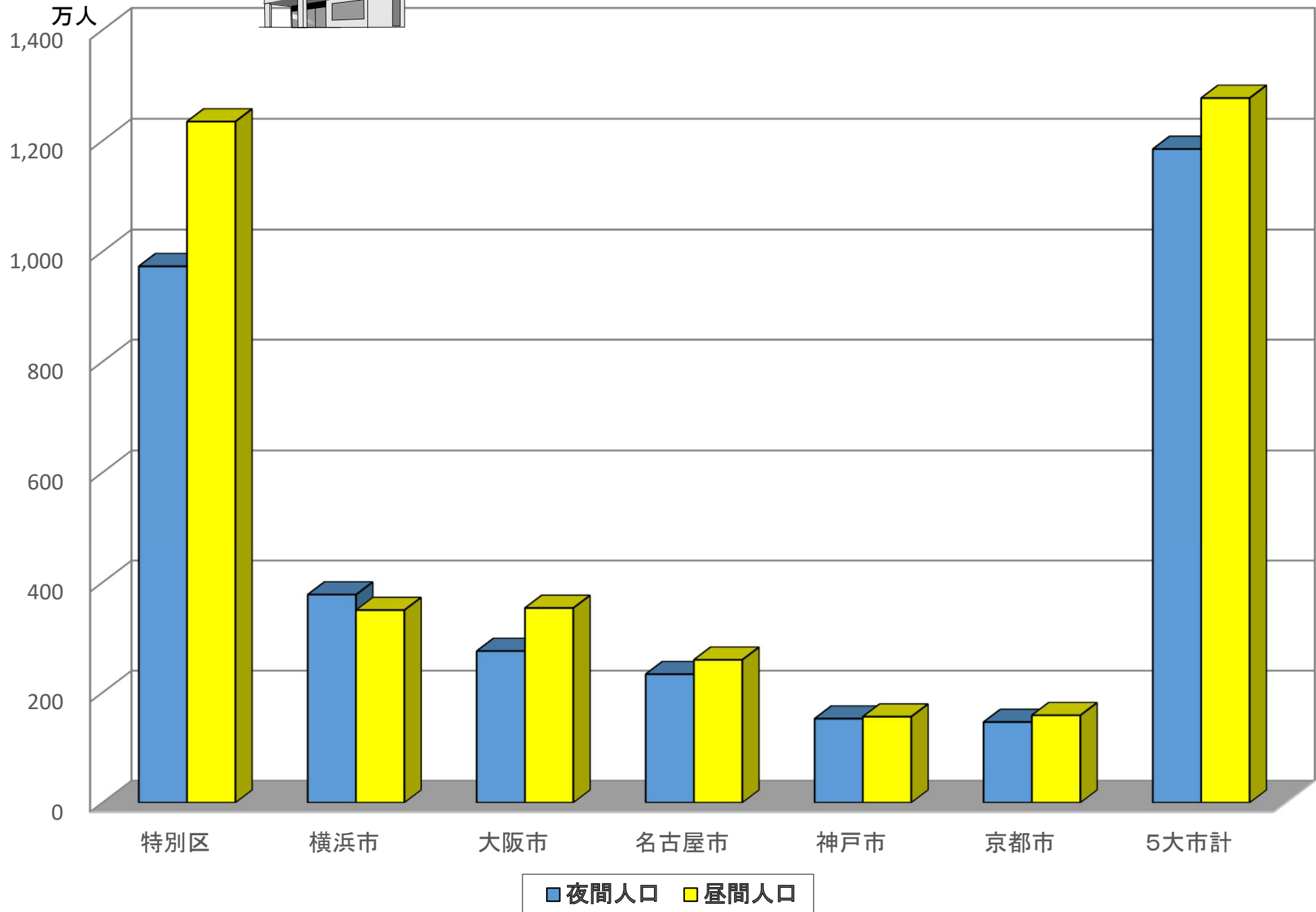
1 特別区制度とは

- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
 - ＊ 複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
 - ＊ 大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整
- 現行制度は、長年にわたる自治権拡充運動の成果



大都市人口の比較

令和2年国勢調査



特別区制度の概要

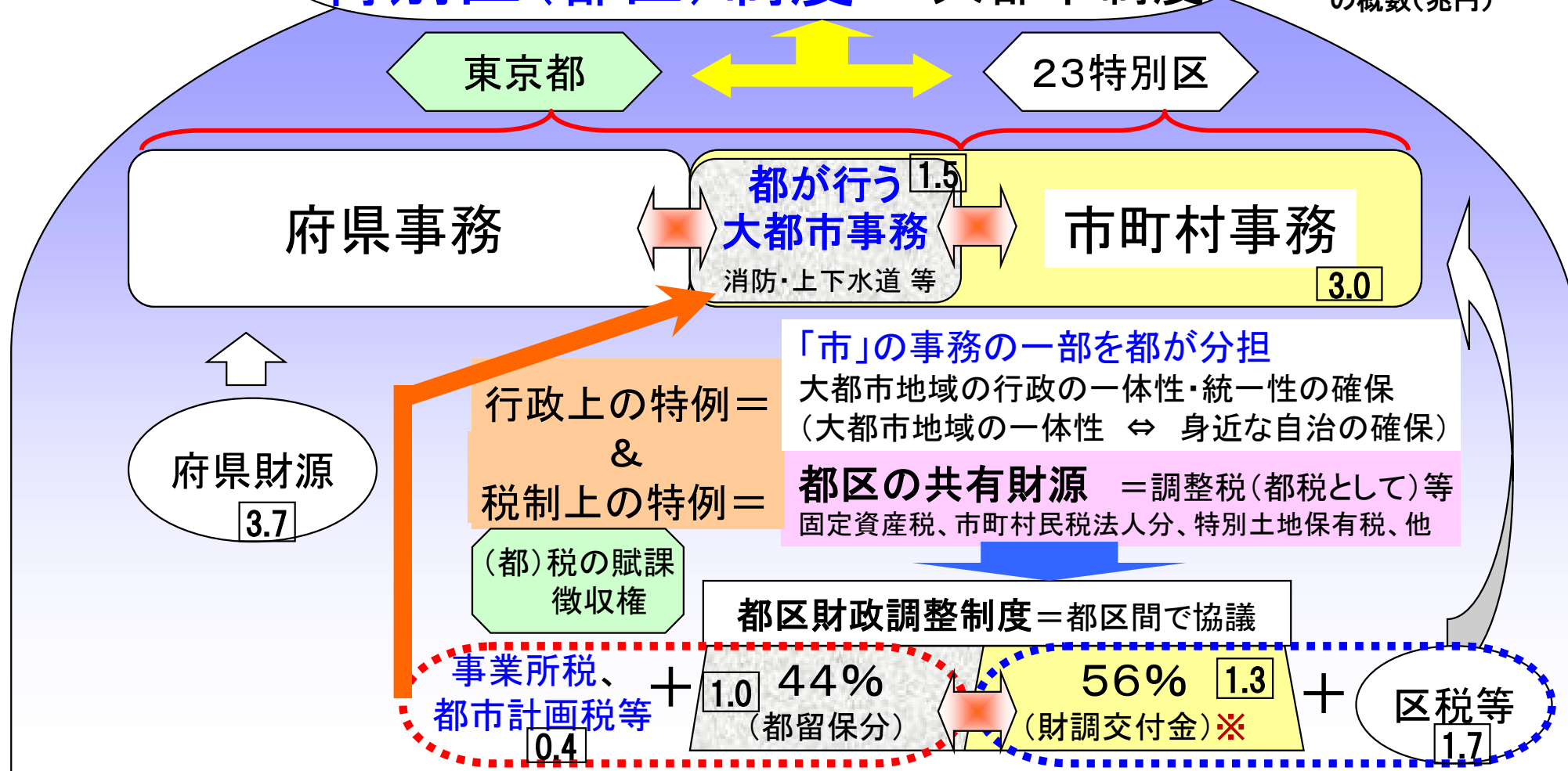
大都市地域に複数の
基礎自治体が併存

平成12年都区制度改革で法定

- 政令指定都市制度では対応できない大都市地域に適用
- 大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保
 - ・複数の基礎自治体と広域自治体の特別な役割分担で対応
 - ・大都市制度としての特例（事務分担、税配分、財調制度）
- 役割分担、財源配分は、法定の原則の下に、都区協議で調整

特別区（都区）制度 = 大都市制度

※ 数字はR6決算ベース
の概数(兆円)

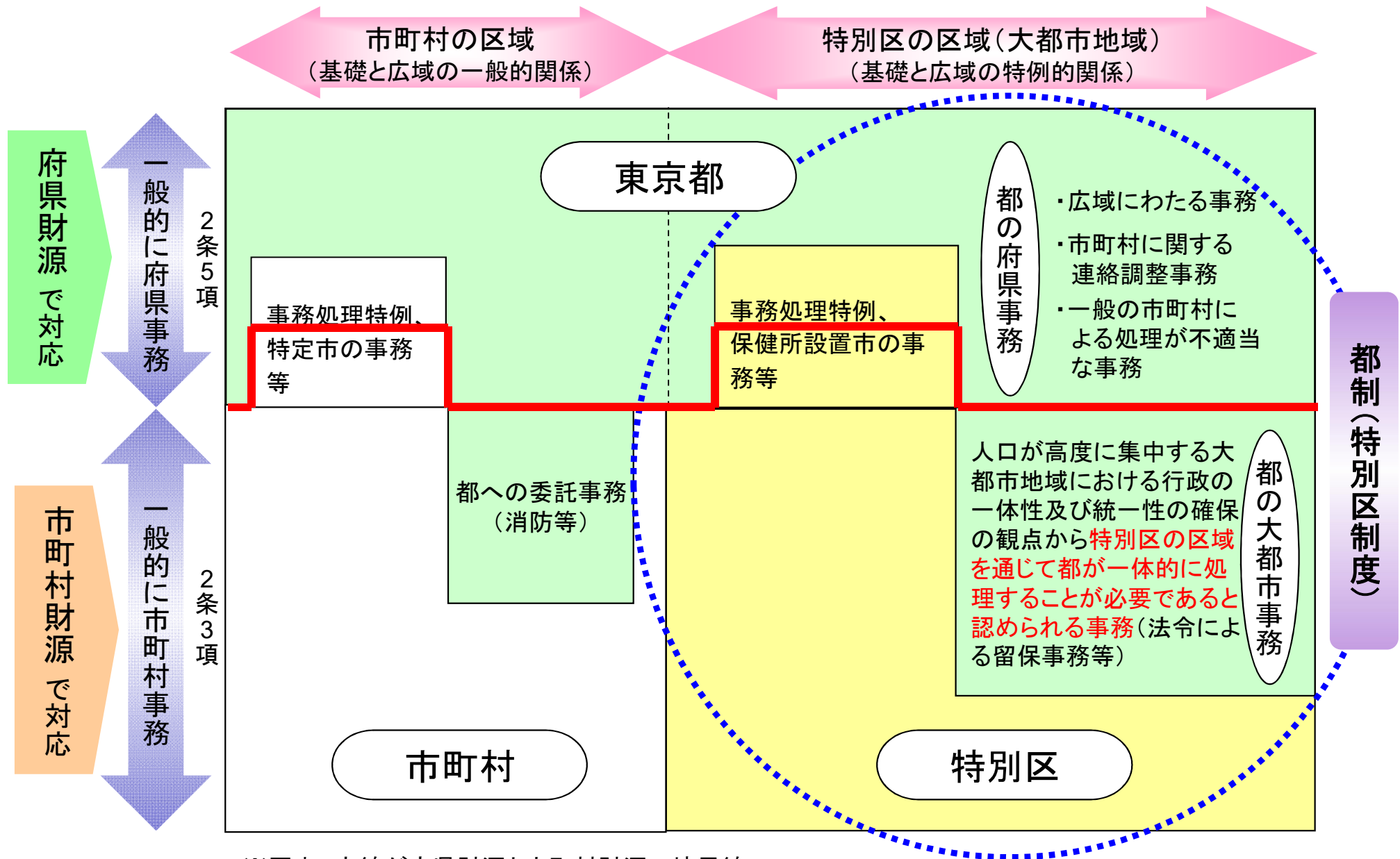


※地方交付税は都区合算で算定

※財調交付金(特別区間財源調整) = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

※事務処理特例(府県事務の移譲)、都市計画交付金(都市計画事業に対する都から区への交付金)の表記は省略 4

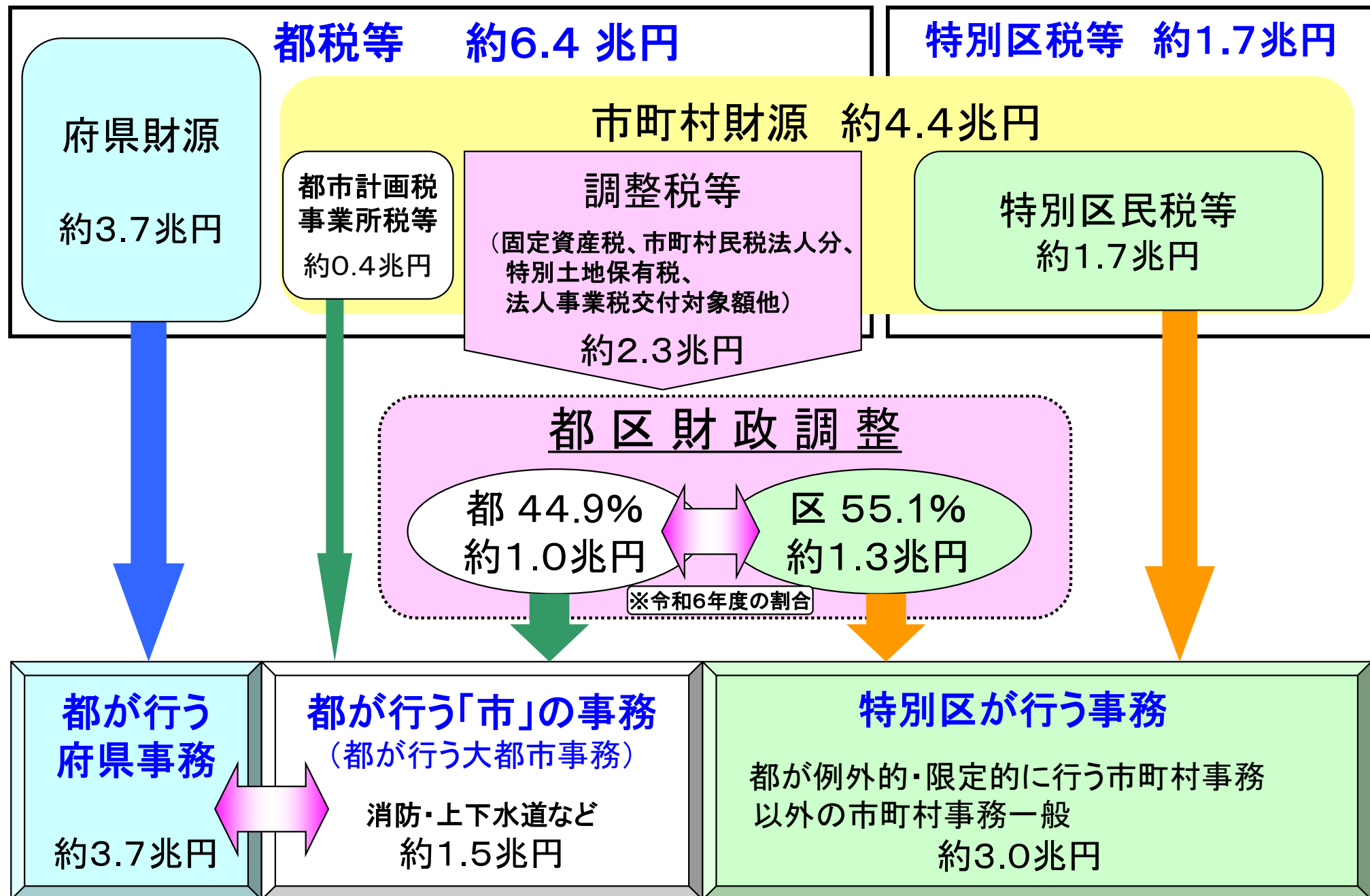
都と区市町村との分担関係(イメージ)



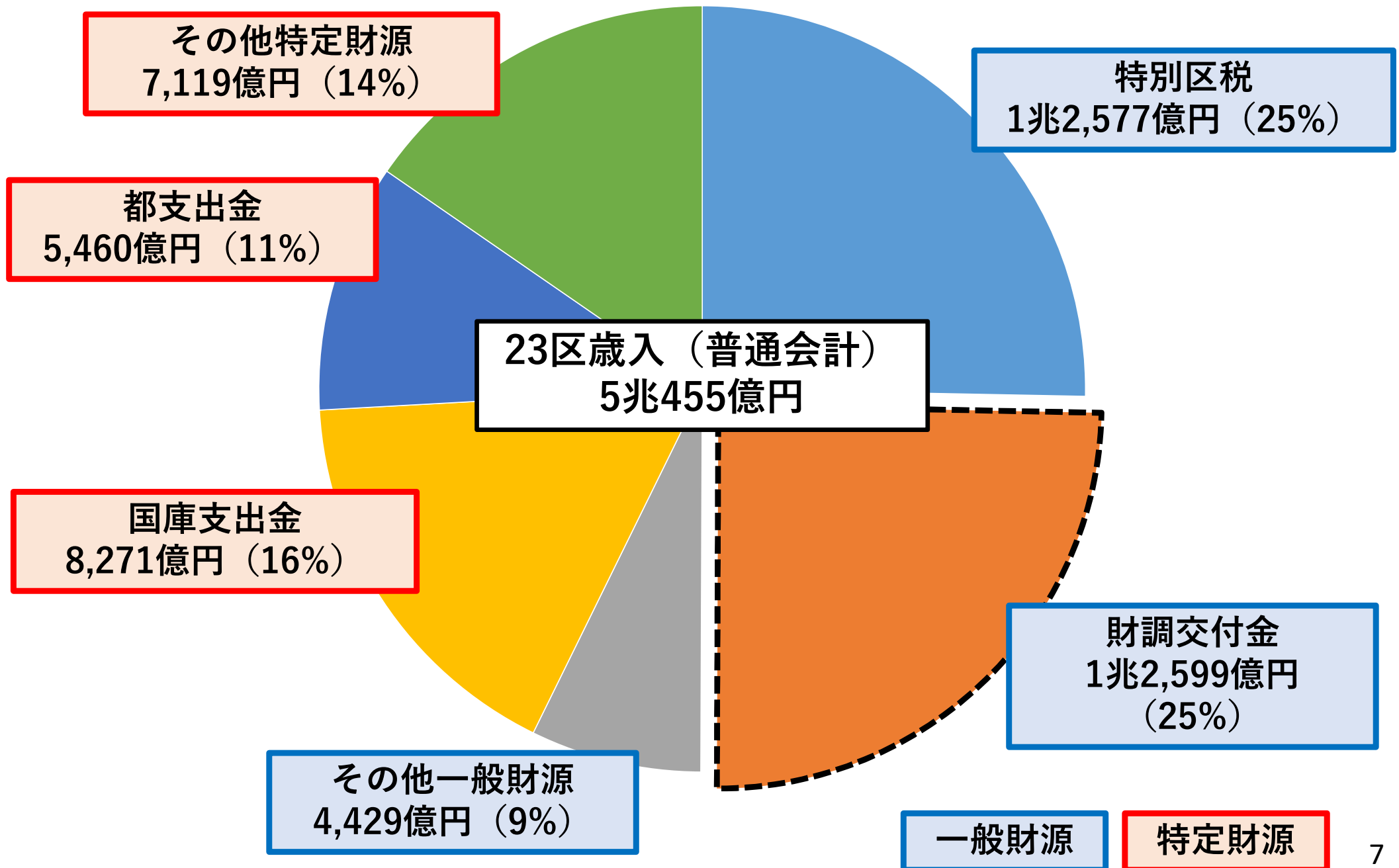
※図中、太線が府県財源と市町村財源の境界線

※図中、条文は地方自治法

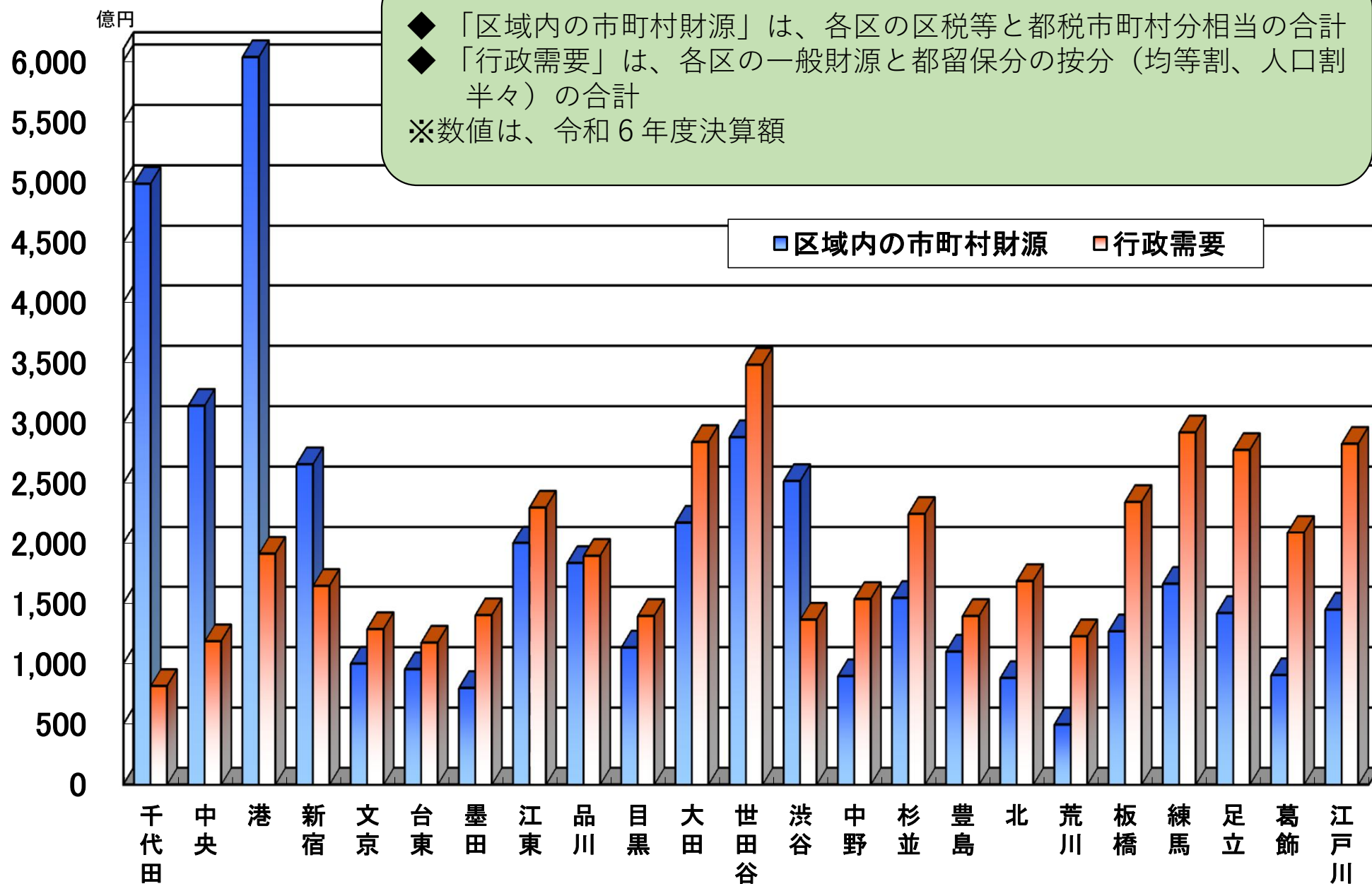
都区間の一般財源配分の状況（令和6年度決算）



特別区財政調整交付金の規模（令和6年度）



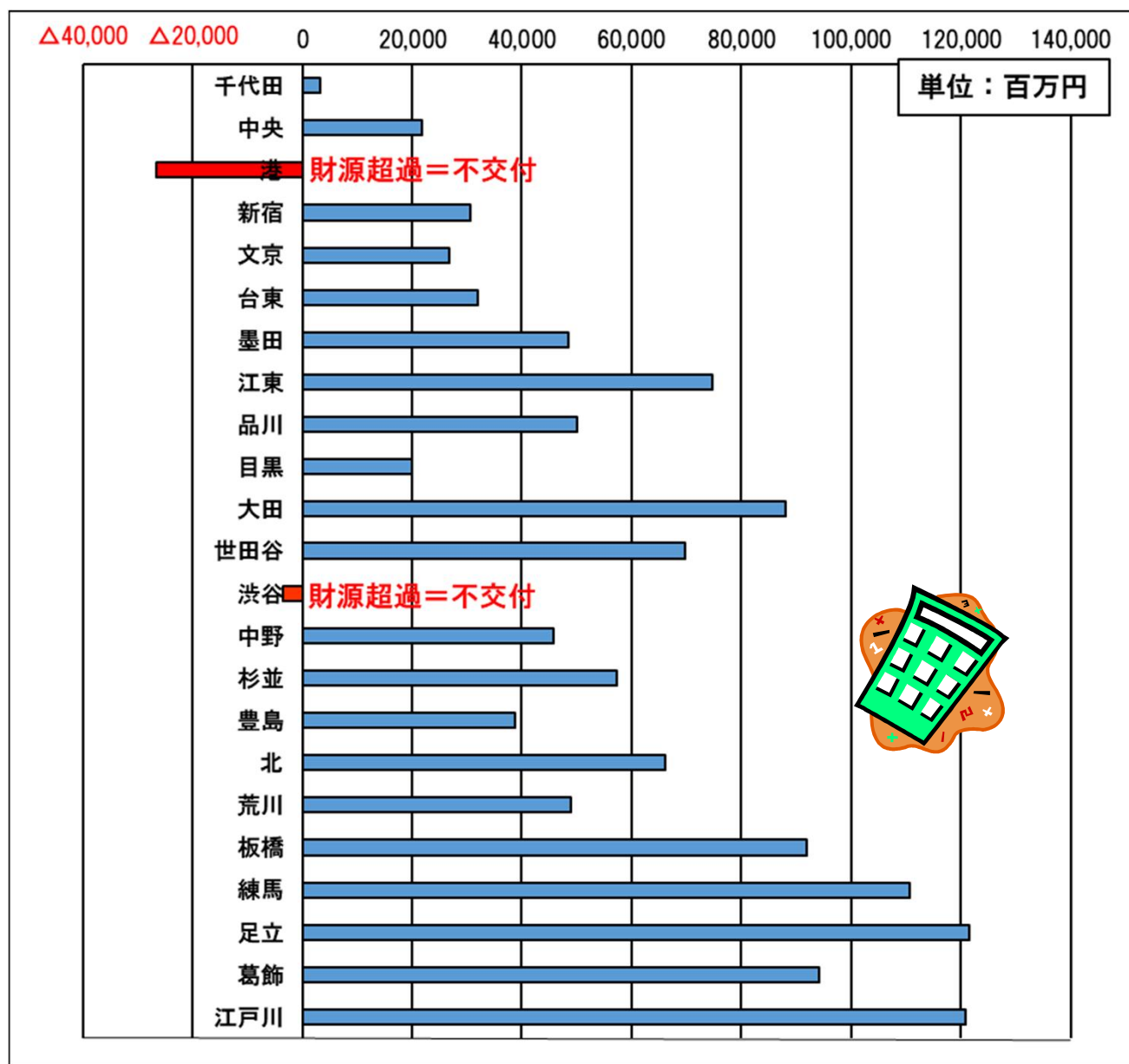
区域内の市町村財源と行政需要の比較(粗い試算)



普通交付金区別算定額（令和7年度※再調整後）

単位：百万円

	基準財政 需要額	基準財政 収入額	普通交付金
千代田	36,282	33,099	3,183
中央	67,373	45,631	21,742
港	83,497	110,135	0
新宿	97,329	66,709	30,620
文京	72,459	45,688	26,772
台東	65,000	32,920	32,080
墨田	85,210	36,709	48,501
江東	150,760	76,061	74,699
品川	119,884	69,830	50,054
目黒	77,173	57,205	19,968
大田	190,311	102,337	87,973
世田谷	226,729	157,007	69,721
渋谷	67,845	71,435	0
中野	93,084	47,294	45,790
杉並	143,004	85,704	57,300
豊島	83,556	44,764	38,792
北	108,913	42,820	66,092
荒川	74,543	25,599	48,944
板橋	158,440	66,474	91,966
練馬	202,329	91,715	110,614
足立	194,933	73,451	121,482
葛飾	143,560	49,375	94,186
江戸川	198,476	77,709	120,767
計	2,740,692	1,509,674	1,261,246



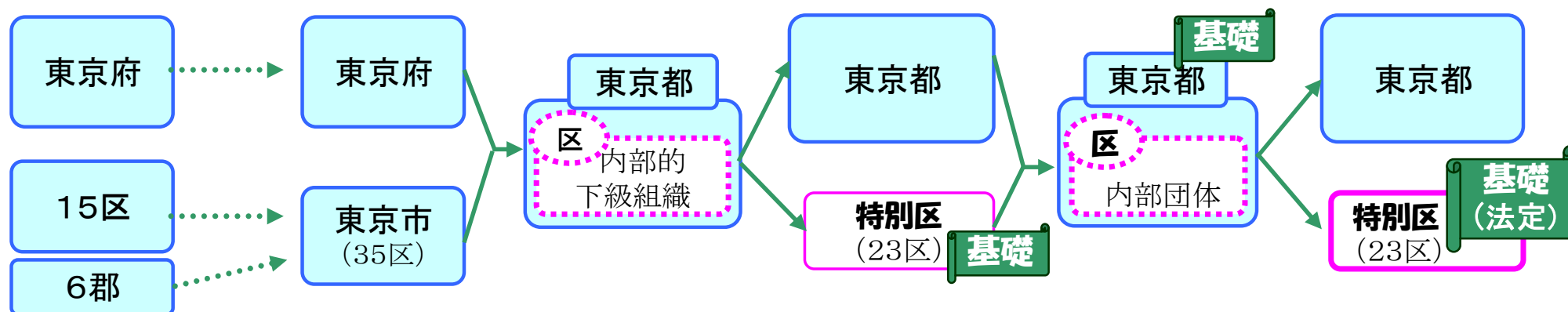
2 都区制度改革の変遷

大都市の一体性を確保しつつ
身近な自治を強化

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22 (1947) 施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正 (同年(1952) 施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40 (1965) 施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50 (1975) 施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引続き都が「基礎」
平10改正 (平12 (2000) 施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

<参考> ●特別区の変遷イメージ

明治11年 1878年 (区の誕生)	昭和7年 1932年 (隣接郡町村編入)	昭和18年 1943年 (戦時体制)	昭和22年 1947年 (戦後の民主化)	昭和27年 1952年 (戦後復興優先)	平成12年 2000年 (地方分権)
【郡区町村編制法】	【大東京市発足】	【東京都制施行】	【地方自治法制定】	【改正自治法施行】	【改正自治法施行】



3 平成12年都区制度改革

都区の法的位置づけの確立

特別区＝都の内部的団体
からの脱却！

都：広域の地方公共団体
区：基礎的な地方公共団体

財政自主権の強化

都から区への税源移譲

(ゴルフ場利用税交付金、入湯税等)

&

財調

法律による
財源保障

・財源配分割合の見直し
(区：44%→52%)

・総額補てん、納付金制度
の廃止 等

都区の役割分担見直し

都区の役割分担、
行政責任の明確化！！



都が行う市町村事務は限定！

住民に身近な事務は23区へ

⇒清掃事業 など

平成12年改革で確認された原則

《都と特別区の役割分担の原則》

- 特別区は身近な行政を都に優先して行う
- 都の「市町村事務」は限定される
- 法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決まる



《都と特別区の財源配分の原則》

- 特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する
- 都に留保される事務の財源を都に留保する
- 配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担割合に応じて、都区の協議に基づいて定める

積み残しの課題

都区の役割分担に応じた財源配分が未決着

財源問題の協議を経て
都区のあり方検討へ

4 未完の都区制度改革

➤役割分担

- ＊従来の経緯から都が行っている事務の中には基礎自治体が担うべき事務がある。「大都市の一体性、統一性の観点から都に留保される事務は限定的であるべき」

➤財源配分

- ＊都区の役割分担に見合った財源配分を実現すべき。「それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされる」
- ＊調整税の配分割合、都市計画交付金のあり方

5 主要5課題・都区のあり方検討

【都区財政調整「主要5課題」の確認】

- 平成12年4月1日、新たなスタートを切った都区制度
- 法に定められた都区の役割分担に基づく財源配分の問題等は、都区で合意に至らず、課題として積み残し
- 平成12年2月10日開催の都区協議会において、都区で確認した「都区財政調整主要5課題」
- これ以降、清掃事業の特例的対応期間が終了する平成17年度までの解決をめざして、都区協議が行われることとなった

「主要5課題」の内容

- ①今回**財源配分に反映させない清掃関連経費**については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議する。
- ②今後の**小中学校の改築需要急増への対応**について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、**都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方**については、今後協議する。
- ④**都市計画交付金**について、**都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分**が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、**大きな制度改革**やどうしても**対応できない事態**が発生した場合には、**配分割合の変更について協議**を行う。

都が行う「大都市事務」の分析結果(17.6.10現在)

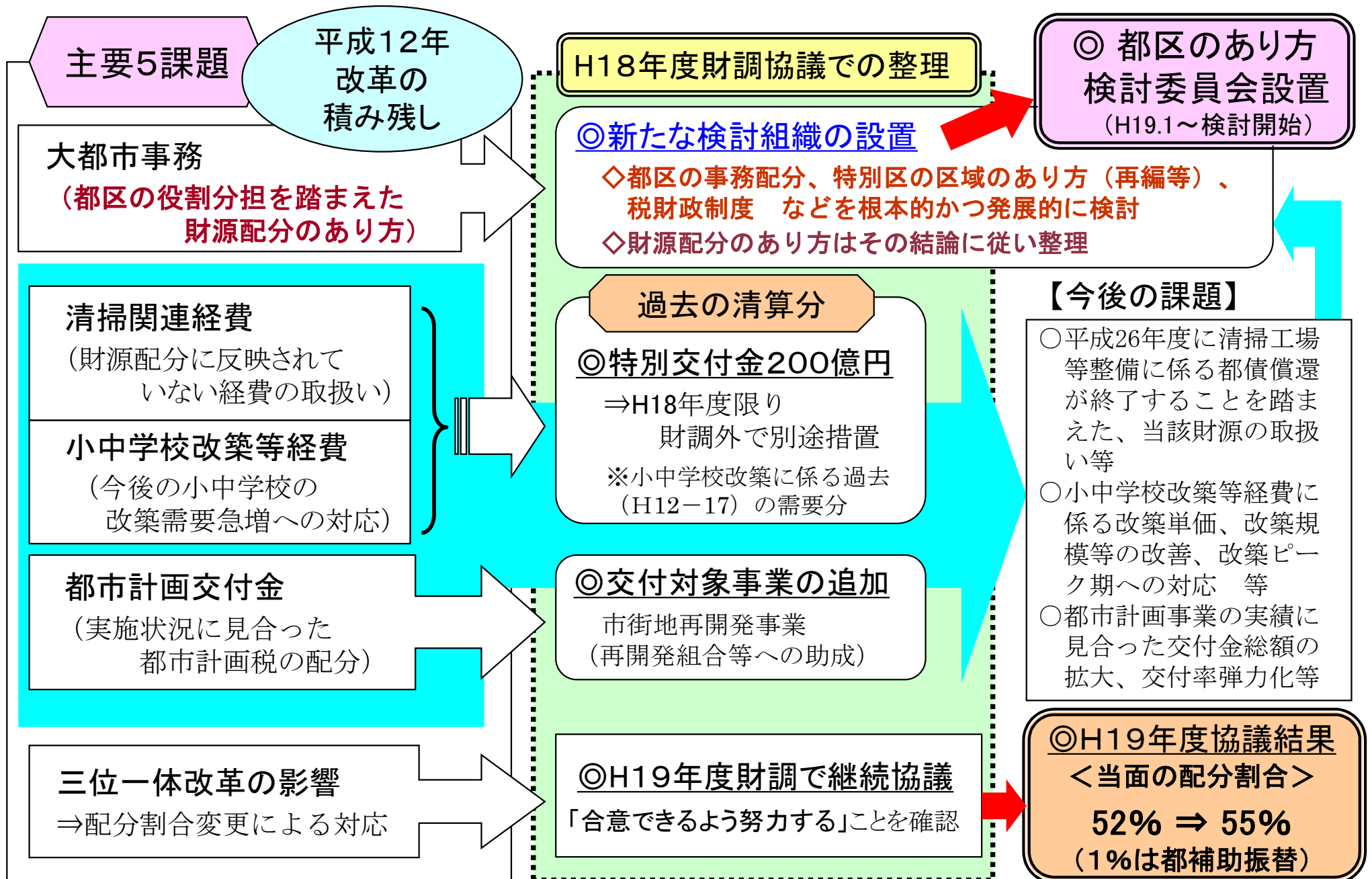
項 目		事務数	一般財源所要額（単位：億円）		
			都 案	区 案	都案—区案
大都市事務（一部を含む）とするもの		2 8	5, 741	5, 109	632
	法令留保事務	4	4, 175	4, 171	4
	法令留保事務以外	2 4	1, 566	938	628
府県事務とするもの		2 0 4	2, 783	0	2, 783
	「政令指定都市」が行う事務等 （法令上の府県事務）	1 1 0	995	0	995
	その他	9 4	1, 788	0	1, 788
総係的管理経費		5	3, 440	1, 918	1, 522
財調基金充当分		—	0	△224	224
合 計		2 3 7	11, 964	6, 803	5, 161
大都市一般財源			10, 699	10, 246	452
所要額 — 大都市一般財源			1, 265	△3, 443	4, 709



※「項目」と「事務数」は、区案で分類

※「一般財源所要額」は、都が行う「大都市事務」の経費

都区財政調整「主要5課題」協議決着の構図



※別途、23区間の配分を区側が主体的に調整する仕組みを協議 18

都区のあり方検討委員会

- 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討する。
- 都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論に従い整理を図る。

18.2.16 都区協議会合意事項

- 平成19年1月から検討開始

＜検討委員会＞

- ・都側：副知事(4名)、総務局長、区側：区長会正副会長(4名)、事務局長

＜幹事会＞

- ・都側：総務局長、行政部長等7名、区側：区長(3名)、副区長(2名)等7名

- 事務配分の検討結果(都の実施事業全体の仕分け 対象444項目)

区移管:53 役割見直し:30 是非を引続き検討:101 都:184

税財政の課題に移行:1 対象外:75

都区のあり方に関する検討の方向

19. 6. 15 区長会総会

検討の 基本的 枠組み

- 当面、現行法制度の下でなしうる根本的な都区関係の改革を検討
- 現行法制度自体の改革は、都区双方の今後の検討を踏まえ、別途検討



① 都区の事務配分について

基礎自治体優先の原則を踏まえ、都が実施しなければならないもの以外は特別区が担うことを基本に、都が実施する事業を例外なく検討し、都区の役割分担のあり方を整理

③ 税財政制度

都区の事務配分の見直しによる
事務移譲に応じた財源移譲

- ・財調交付金の配分率変更
- ・事務処理特例交付金の交付

特別区の主体性の強化等

② 区域のあり方

都区の事務配分のあり方を
踏まえ、都が示す考え方を
参考に、
特別区が主体的に判断

検討対象事務の選定基準と項目数

検討対象とする事務（444項目）

23区を含む区域内で行っている事務

法令に基づく事務（336項目）

- ①法令で都が処理する市町村事務
 - ・一般市の事務（上下水道、消防 等）
 - ・建築主事設置市、保健所設置市の事務
- ②政令指定都市等が処理する事務
- ③他府県で事務処理特例制度で処理する事務
- ④その他の府県事務（都区が指定するもの）

任意共管事務（108項目）

（公営住宅、都市公園、公立高校 等）

視点

検討対象は、
府県事務を
含め、幅広く
選定！

検討対象外（54項目）

- ・都議会関係事務
- ・都全体の組織運営等事務
- ・国・他団体との連絡調整事務
- ・23区域外の法令事務
- 任意共管事務

都区の事務配分の検討結果（23年1月）

① 現在の都の事務（都の事務リスト作成）

検討対象事務の選定基準

府県事務も含め幅広く選定



協議・選定

② 検討対象事務（検討対象事務リスト作成） 444

協議
選定

移管すべき事務の選定基準

都の事務を特化
区が幅広く実施

③

区へ移管する
方向で検討する
事務

53

都区の役割を見
直す方向で検討
する事務

30

都区の役割の見
直しの是非を引続
き検討する事務

101

都に残す方向で
検討する事務

184

368

対象外の事務 75

税財政の課題に移行 1

事務配分の検討状況(例)

事 務 名		評 価		
		都評価	区評価	結果
一般的に市が実施	都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど)	都	区	継
	上水道の設置・管理に関する事務	都	都区	継
	公共下水道の設置・管理に関する事務	都	区	継
	消防に関する事務	都	区	継
特定の市が実施	延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務	都	区	継
政令指定都市等が実施	児童相談所設置など児童福祉に関する事務	区	区	区
	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道含む)	都区	都区	継
	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	区	区	区
	一級河川の管理などに関する事務	都区	都区	継
任意共管事務	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	都	都	都
	都営住宅の供給に関する事務	都	都区	継
	医療費助成に関する事務	都	区	継

(注)「評価」欄の「都」「区」は役割分担の方向。「都区」は、当該事務を分担して担う方向。「結果」欄の「継」は、都区の見解の相違又は役割分担の考え方を調整する必要から、引続き検討するものとして整理したもの。

都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧

《法令上都の事務のうち、「区に移管する方向で検討する事務」として都区が一致した事務》

1 生活文化スポーツ局（3項目）

- (1) 「③-1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務」
- (2) 「⑤-20適正計量管理事業所の指定などに関する事務」
- (3) 「⑤-48販売事業者に対する立入検査などに関する事務」

2 都市整備局（11項目）

- (1) 「④-30住宅街区整備事業の認可などに関する事務」
- (2) 「④-33賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」
- (3) 「④-37高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」

・
・
・

別冊資料「[特別区の現状と課題（参考資料）](#)」の34頁、35頁をご参照ください。

都区のあり方検討 「区域のあり方」の取扱い

《都の考え》

都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきである。都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

《区の考え》

区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであり、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではなく、今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものである。

東京の自治のあり方研究会

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。

—— 21.2.2 都区のあり方検討委員会 幹事会への下命事項

- 将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場
- 東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の4者共同で「東京の自治のあり方研究会」を設置
- 学識経験者7名、行政実務者10名（都4名、区2名、市2名、町村2名）で構成
- 平成21年11月から研究会の検討を開始
- 平成25年6月に研究会の下に行政実務者（各団体から2名ずつ）を中心とした部会を設置

東京の自治のあり方研究会「最終報告」

（平成27年3月）について

- 平成21年11月に第1回開催以降、5年4か月の検討
- 平成27年3月、最終報告を発表
別冊資料「特別区の現状と課題（参考資料）」の38頁参照
- 最終報告では、特別区の区域の再編について「直ちに検討すべき」といった内容ではなかったことから、区長会としては元々の主張である、「事務の移管や事務分担に見合った財源配分を求める」ことを改めて確認するとともに、都区のあり方検討委員会の再開について、東京都に対し申し入れを行った
- しかし現在まで、東京都は都区のあり方検討委員会の再開を受け入れていない

Ⅱ 特別区行政の現状と課題

1 第34次地方制度調査会

第34次地方制度調査会への諮問事項（R8.1.19）

【諮問文】

「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方**について、調査審議を求める。」

【審議項目】（抜粋）

1 「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

【1－1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組】

- （前略）近時において、**人口減少や少子化の急速な進行**に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、**課題が新たな局面を迎える**中で、こうした**地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組**の変遷について、どう見るか。

【1－2 取組の加速化】

- **人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化**により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、（中略）**事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させる**ことが適当と考えるか。

【1－3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み】

- 各行政分野において、（中略）取組を進めていくためには、**国・地方間でどのような枠組み**が必要と考えられるか。

【審議項目】（抜粋）

2 「大都市地域における行政体制」の在り方について

【2－1 大都市地域が果たすべき役割】

- 国全体で、将来にわたり、**持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題**となる中、大都市地域は**どのような役割を果たしていくべき**と考えられるか。
- 大都市地域が果たすべき役割に照らし、**今後あるべき大都市制度をどのように考えるべきか**。

【2－2 いわゆる「特別市」の意義】

- 考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「**特別市**」については、制度化した場合の**国全体における意義**や**住民にとってのメリット・デメリット**をどのように考えるか。

【2－4 住民自治等の確保】

- 大都市地域における**住民自治や住民代表機能の在り方**をどう考えるか。その上で、「特別市」における住民自治や住民代表機能の確保について、どう考えるか。

3 「その他の必要な地方制度」の在り方について

- 上記のほか、**必要な地方制度の在り方**として、どのようなことが考えられるか。

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

役割分担の原則

<市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。
(第27次地制調答申(平成15年11月))

<国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。
(地方自治法第1条の2第2項)
- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものについて、補完的に処理。
(地方自治法第2条第5項)

<簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。
・指定管理者制度の普及・定着 ・郵便局への委託可能事務の拡大
・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し ・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置
・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS) ・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル ・eL-QR ・証明書等のコンビニ交付 等

<行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっていく。

デジタル技術の活用

<情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

主体間の連携

＜法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度＞

- 地方自治法上の共同処理制度は選択肢の拡大が行われてきたが、既存の制度を中心に活用状況は概ね横ばい。

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

＜行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化＞

- 制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。

・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
・県と市町村の連携による公立病院再編 等

- 複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。

・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)

- 激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。

・港湾法の一部改正 等

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

＜簡素で弾力的な連携手法＞

- 典型的な共同処理制度以外の簡素で弾力的な連携の手法を指向する動きが見られている。

政策遂行プロセス

＜地方の意見の反映＞

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に地方の意見を反映するための仕組みを整備。

・地方六団体への事前情報提供制度
・地方分権の提案募集方式の導入 等

＜政策の立案・実施プロセスへの地方の参加＞

- 国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。

・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

- 住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。

・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

＜国・地方が協働した政策立案・実施＞

- 政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。

大都市地域における行政体制に関する検討の方向性(案)

国内外の大都市制度の変遷

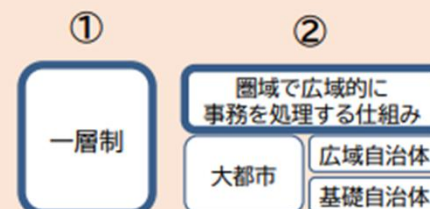
- 大都市圏では、自治体の区域を超えて都市が連担するほか、とりわけ規模能力が大きい大都市が存在。このような中で、大都市が経済成長を牽引する方向性と、圏域における広域行政を充実させる方向性を如何にして調和させるかが、大都市圏に固有の課題となってきたのではないかと。
- このような課題に対し、国内外の大都市では、おおむね以下①②の方向性の間で、両者の混在や中間的な制度も含め、様々な制度が置かれてきたのではないかと。

①効率的な行政執行のための、一層制の大都市の創設等の垂直的な統合

例；日本の旧特別市制度(1947年(実際には指定なし))、韓国・釜山等での直轄市の創設(1963年)、加・トロントでの新トロント市の創設(1998年)等

②大都市圏全体で、広域的に事務を処理する仕組み等の水平的な連携・統合

例；英・ロンドンでのGLA(Greater London Authority)の創設(2000年)、仏・パリでのメトロポールの創設(2016年)等



- 垂直的な統合が進むと水平的な連携が行いづらくなる等、①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではない。このため、これまでも各国の大都市制度は試行錯誤が繰り返され、その時々社会情勢に応じて変遷してきたのではないかと。

今回の地制調での検討の方向性(案)

<検討の方向性(案)>

- 今後の社会経済情勢を見据えた大都市制度のあり方として、以下の点につき検討することが考えられるか。

(1) 都道府県から独立した一層制の大都市である、いわゆる「特別市」の制度化による垂直的な統合(①の方向性)

(2) 大都市圏における、都道府県や指定都市の区域を超えた水平的な連携・統合(②の方向性)

<検討の視点>

- 「特別市」を制度化する場合の意義はどのように考えられるか。
- 「特別市」を制度化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、水平的な連携を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- そのような課題への対応方策として、どのようなものが考えられるか。
- 水平的な連携を強化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、垂直的な統合を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- ①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではないことを前提に、比較的望ましい制度にしていくためには、どのような検討が必要か。

2 児童相談所の移管

(1) これまでの経緯

- ▼S61. 2 「都区制度改革の基本的方向」（都区協議会了承）
- ▼H20. 6 都区のあり方検討委員会幹事会で「移管する方向で検討する事務」として整理
- ▼H23.12 都区のあり方検討委員会で、児童相談行政のあり方について、「あり方検討」とは切り離して、都区間で協議することを合意
- ▼H24.2 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会設置。検討開始
- ▼H25.6 第30次地方制度調査会答申で移譲すべき事務の例とされる

「今後、都から特別区への更なる事務移譲について検討する際には、特別区の区域の再編と関連付ける議論もあるが、特別区の高い財政力や一部の特別区の間での共同処理の可能性等を踏まえると、一般的に人口規模のみを捉えて基準にする必要はないものと考えられる。都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべきである。」

- ▼H25.11 区長会 「特別区児童相談所移管モデル」策定
- ▼H28. 3 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」で特別区を設置主体とすべき旨記述。⇒児童福祉法等一部改正法案が国会に提出
- ▼H28. 4 区長会 準備が整った区から順次設置を進めることを確認
- ▼H28. 5 改正児童福祉法成立（29.4施行）⇒特別区による児相設置が可能に
- ▼H28. 6 移管準備連絡調整会議を設置し、ロードマップ、課題の抽出整理を実施
- ▼H28.12 都、設置計画確認の進め方を提示（2、3区をモデル的に全体にフィードバック）
- ▼H29. 6 モデル的確認作業を開始。勉強会、講演会、研修を実施
- ▼H30. 5 入所施設等の広域調整に係る検討会を設置、都と検討を開始
- ▼H30.11 政令による設置市指定に向けた国との事前協議を開始（R2年度設置予定区）
- ▼H31. 2 移管に係る課題（531項目）の検討結果とりまとめ
- ▼H31. 4 「児童相談所設置市」政令指定の要請（世田谷区、荒川区、江戸川区）
- ▼R01. 5 東京都と区市町村合同で児童相談体制の検討を開始
- ▼R01. 8 世田谷区、荒川区、江戸川区を児相設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」公布（以下「政令指定という」）

- ▼R02. 4 世田谷区、江戸川区が児童相談所を設置
- ▼R02. 7 荒川区が児童相談所を設置
- ▼R03. 4 港区が児童相談所を設置（R02.10政令指定）
- ▼R04. 4 中野区が児童相談所を設置（R03.8政令指定）
- ▼R04. 7 板橋区が児童相談所を設置（R03.12政令指定）
- ▼R05. 2 豊島区が児童相談所を設置（R04.6政令指定）
- ▼R05.10 葛飾区が児童相談所を設置（R05.2政令指定）
- ▼R06.10 品川区が児童相談所を設置（R06.3政令指定）
- ▼R07. 4 文京区が児童相談所を設置（R06.7政令指定）
- ▼R08.11 杉並区が児童相談所を設置予定
- ▼R10.7 北区が児童相談所を設置予定

設置区数 計10区

設置予定区数 計12区

詳しくは、別冊資料「特別区の現状と課題（参考資料）」の42頁以降をご覧ください。

(2) 設置にかかる課題と対応

- ① 人材の確保・育成（児童福祉司（スーパーバイザー）、児童心理司、保健師、弁護士、精神科医等の配置、派遣、研修、交流等）
⇒児童相談所での職務経験がある者の採用制度、法定研修を含めた研修体系構築等
- ② 施設の確保（用地、建物の確保、財産の移譲、建設費の高騰）
⇒各区で用地取得や建設工事の施工業者の確保、周辺住民説明会の実施
- ③ 社会的養護（里親、施設養護等）の体制整備
⇒関係団体との協議等の実施
- ④ 広域調整システム等の確立、施設等の入所調整、一時保護所の相互利用、転居を繰り返すケースへの対応など
⇒広域調整に係る検討会において協議
- ⑤ 財源の確保（財調算定、都区間配分など）
⇒令和2年度財調協議（令和元年度実施）から令和7年度（令和6年度実施）財調協議までの協議結果

【令和2年度都区財政調整協議会（令和元年度実施）】

- 区側： 都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じるものとして、都区の配分割合を変更したうえで、財調算定し、財源保障を図ることが必須である
- 都側： 児童相談所の経費が、区立児童相談所の実態を踏まえたあるべき需要であるのか、合理的かつ妥当な水準となっているのかは、特別区の児童相談所が一定数増えた段階ではじめて、検証・分析が可能であることから、現時点では判断がつかず、今後、開設を予定する22区の半数である11区の児童相談所の決算が出た時点で改めて協議すべき



協議決裂

- ⇒ その後、区長会で都に申し入れを行った結果、都側からの「特例的な対応として令和2年度から配分割合を55.1%とすること、令和4年度に配分割合のあり方について、改めて協議する」という提案を受け入れた。（区側の要求は0.26%増）
- なお、児童相談所の経費を財調算定することについては、都区で合意

【令和5年度都区財政調整協議会（令和4年度実施）】

- 区側：
- ・ 特別区の児童相談所設置により都区間の役割分担が大幅に変更
 - ・ 設置区の所要額に見合う財源を確保すべき
 - ・ 配分割合は都区制度改革時の都区合意に従って変更すべき
- 都側：
- ・ 特別区の児童相談所設置は大幅な役割分担の変更には当たらない
 - ①一斉移管ではなく設置区数が令和4年度時点で7区であること
 - ②設置区以外の区域では、都に設置義務があること
 - ③設置区以外の区域では、サテライトオフィスの設置を進めていること
 - ④本来設置区が担う業務を都が担っていること（具体的には児童自立支援施設）
 - ・ 配分割合の変更がなければ、財政運営に支障が出るのか



協議決裂

【区児相の事務の財調上の位置付けの整理のための 都区P T設置経緯】

◆財調協議が中断後、区長会で議論を行うも都区の協議は膠着

◆都議会2定においても財調条例改正案は未提出（過去に例のない異例の事態）

令和5年8月 7日 区長会総会で、東京都から「児相に関する都区連携と児相の事務の財調上の位置付けの整理は切り分けて議論（区児相の事務の財調上の位置付けの整理のための都区P T設置）する」ことを提案。区長会は了承

8月29日 区長会臨時総会で、都から「令和5年度都区財政調整方針案」を提案。区長会は了承（スライド41参照）

同 日 財調協議会を书面開催

9月 6日 都区協議会で「令和5年度都区財政調整方針」を都区合意

9月 19日 都議会3定開会。5年度単位費用改定等の財調条例改正案上程

10月 4日 「第1回児相事務位置付け整理に向けた打ち合わせ」開催

10月 5日 都議会3定最終日。財調条例改正条例案可決・公布

11月 16日 「第2回児相事務位置付け整理に向けた打ち合わせ」

※ 书面開催

令和5年度都区財政調整方針

令和5年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合の協議の継続

都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案を令和5年第三回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、上記条例の公布後に行う。

「児相事務位置付け整理PT」の設置について

【体制】 ※財調協議とは別に新たなPTを設置

- ・PTでは、本打ち合わせの整理に沿って議論を進めていく必要があることから、本打ち合わせのメンバーを中心として、全体の進行管理を行う
- ・ワーキンググループは、技術的な視点に加えて、複雑な都区双方の見解を、すり合わせ、判断し、まとめていくことが求められることから、全体の進行管理を行うPTメンバーから都部長と副区長各1名が参加する

○PT

都側（4名）：総務局行政部長
総務局都区制度担当部長
総務局行政部区政課長
総務局行政部都区制度担当課長

区側（4名）：荒川区副区長（特別区副区長会会長）
品川区副区長（特別区副区長会副会長）
新宿区副区長（特別区副区長会副会長）
特別区長会事務局調査第2課長

○ワーキンググループ

都側（7名）：総務局都区制度担当部長
総務局行政部区政課長
総務局行政部都区制度担当課長
総務局行政部区政課課長代理（3名）
財務局調整担当部長（オブザーバー）

区側（7名）：副区長（1名）
企画財政担当部長（2名）
財政課長（2名）
特別区長会事務局調査第2課長
特別区長会事務局次長（オブザーバー）

※議論の柱①部分のみ区側メンバーとして、
特別区長会事務局制度担当課長が参加

【結果】 ◆PT2回、WG6回開催し、令和6年7月末に取りまとめ。

都区で見解が一致した点がある一方、配分割合の変更に対する考えは不一致

⇒令和7年度都区財調協議（12/2開始）で、協議することとなった

令和7年度 都区財政調整方針

足掛け6年に渡る協議を経て
都区合意成立
(但し、特別区にとって課題は残る)

令和7年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合等の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和7年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和7年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和7年度都区財政調整協議結果のポイント

◇物価高騰による経済への影響など、財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議

基準財政収入額	1兆5,097億円	(前年度比 1,275億円増 9.2%)
基準財政需要額	2兆7,301億円	(前年度比 1,927億円増 7.6%)
交付金の総額	1兆2,983億円	(前年度比 823億円増 6.8%)

◇児相設置に伴う配分割合の見直しについては、令和5年度財調協議の結果、令和4年度の協議を継続することとなり、令和4年度以降の協議の結果、**令和7年度から配分割合を56%に引き上げる**こととなった。

<参考> 平成12年3月28日 都区協議会「都区制度改革実施大綱」

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する。」

(例) 平成12年度 44 ⇒ 52% (清掃事業の移管等 8%)

平成19年度 52 ⇒ 55%

(三位一体改革の影響 2%、都補助事業の区自主事業化 1%)

令和2年度 55 ⇒ 55.1% (特例的な対応 0.1%)

令和7年度 55.1 ⇒ 56%

(令和7年度財調方針 1% ※特例的な対応の0.1%分含む)

◇既算定経費の全般的な検証により、投資的経費の見直しなど区側の自主的な調整結果を多くの事項について反映

(新規26、算定充実15、見直し5、算定方法改善等14、その他1)

<参考> 令和7年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性 (令和6.6.14区長会総会決定)

「自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。」

◇都区財政調整協議上の諸課題については、下記のとおり

○特別交付金

(特別交付金の割合について)

- ・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げを求めた。
- ・これに対し都側は、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されていると主張し、議論は平行線となった。
- ・その後、都側から、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する追加提案が示された。
- ・これに対し区側は、区側の考え方は、これまでに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承した。
- ・また、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要だと提案した。
- ・これに対し都側は、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はないという回答があった。

(算定の透明性・公平性の向上)

- ・算定ルールに記載のない事項により除外となった事業が確認されたため、区側が認識していない算定ルールの明確化等を始めとした見直しを求めた。
- ・具体的には、都区で確認したルールに則って適切に対応するよう主張した。
- ・これに対し都側は、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定していると主張し、協議が整わなかった。

- ・また、算定項目「C－イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを求めた。
- ・これに対し都側は、「C－イ」の算出方法は、算定ルールにおいて、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額としている。これは、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものである。こうした算定ルールを都区で合意している以上、精算時に財調単価の上昇を反映するのであれば、同様に下降時にも反映しなくてはならないとし、複数年度にわたる事業については、年度間の調整を図る観点から、事業終了年度の財調単価のみではなく、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することが妥当と主張し、協議が整わなかった。

○都市計画交付金 ※令和7年度予算300億円（都市計画税2,962億円）

- ・都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大、全都市計画事業を交付対象化、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示などを求めた。
- ・これに対し都側は、都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金である。都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してきた。都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していくと主張し、具体的な議論ができなかった。

都区協議会における特別区長会会長発言概要

令和7年2月3日

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響など、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが難しい状況下での協議となった。

今回の協議は、都区間の配分割合を見直すという、大変重要な協議であったと認識している。

本件は、令和2年度財調協議から、協議を行ってきた。令和5年度財調協議では協議が整わず、令和4年度の協議を継続することとなった。都区のプロジェクトチームでの議論を経て、今年度の協議に移行することとなった。

足掛け6年にわたる検討となったが、都区双方で真摯に協議を継続してきた。そうした積み重ねの結果として、合意に至ったと考えている。

次に、特別区相互間の財政調整については、投資的経費の見直しなど、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

今なお続く、物価高騰の長期化への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今回の合意により、**都と特別区がこれまで以上に連携を深め、東京の未来を共に創り上げていかなければならない**と考えている。

今後も引き続きの課題などについて、都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して協議案を了承する。

3 不合理な税制改正等への対応

(1) 法人住民税の一部国税化

(減収額約2,358億円：令和8年度)

○応益負担、負担分任という地方税の本旨を無視、地方分権に逆行

○国の責任において地方自治体の税財源を拡充すべき

(2) 地方消費税の清算基準の見直し

(減収額約472億円：令和8年度)

○税収を最終消費地に帰属させるために、統計カバー率を引き上げるべき

(3) ふるさと納税

(減収額約1,188億円:令和8年度(見込))

- 「地域を応援する」という制度本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっている。
- 自治体が本来得られるはずだった財源（住民税）が減少するため、住民サービスの低下につながってしまう。



※制度の歪みが顕在化しているため、抜本的な見直しを行うべき

- 住民税控除額の上限を引き下げること
- 減収額の一部補填について、地方交付税ではなく、国の責任において財源措置を行うこと
- 所得税控除分を自治体が肩代わりしているワンストップ特例制度について、速やかに見直すこと
- 返礼品経費の上限を更に縮小し、規制強化を図ること

【参考：ふるさと納税にかかるこれまでの経過①】

[凡例 ◆：国の動き ＊：特別区長会の動き]

＊平成27～30年 総務大臣通知（各年4月1日）

返礼品の3割以下基準、地場産品基準について良識ある対応等を要請（法的拘束力なし）

＊平成29年3月13日 特別区長会から総務大臣宛てに要望書を提出

制度本来の趣旨に立ち返った見直しをするよう求める

＊平成30年7月17日 特別区長会から総務大臣宛てに要望書を提出

不合理な税制改正等に関する要望の項目の1つで、制度本来の趣旨を徹底するよう求める

＊平成31年度税制改正 返礼品の規制強化

- ・返礼品は地場産業に限り、寄附金額の3割程度の価格に抑えること
- ・返礼品の価格や価格割合の表示を行わないこと
- ・商品券・電子マネーなど金銭に代わるもの、資産性の高い電気機器等は返礼品にしないこと

以上の基準を守る自治体を、ふるさと納税の控除対象として総務大臣が指定する方式

＊令和2年8月6日 「ふるさと納税制度」に対する特別区緊急共同声明を発表

国への独自要望とあわせて制度の抜本的な見直しを求める

＊令和3年11月25日 特別区長会から総務大臣宛てに要望書を提出（別添参考資料）

制度を巡る様々な問題に対処し、抜本的な見直しを図るよう求める

【参考：ふるさと納税にかかるこれまでの経過②】

＊令和５年７月３１日 特別区長会から総務大臣宛てに要望書を提出

制度の廃止を含めた抜本的な見直しを図るよう求める

＊令和５年１０月１日 指定係る返礼品基準の見直し・明確化

- ・募集費用総額５割以下基準について、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て含まれるものとされた
- ・地場産品基準について、該当の適否に係る線引きがされた

＊令和５年１２月４日 東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会から総務大臣宛てに共同要請を実施

地方税の原則や寄附本来の趣旨等を踏まえたものとなるよう、制度の抜本的な見直しを求めるとともに、「ワンストップ特例」の廃止と、廃止までの間の財源措置を求める

◆令和６年６月２８日 寄附の募集にかかる適正基準の見直し・地場産品基準の明確化

- ・寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止（Ｒ７.１０月～適用）
- ・地場産品基準を改正し、宿泊施設・飲食店の利用券や、食品等に関する返礼品基準を厳格化

◆令和７年６月２４日 自治体が支払う募集費用の透明性向上・地場産品基準の明確化

- ・自治体が、１００万円／１件以上の募集費用について、支払先等を公表（Ｒ８.９月公表分～適用）
- ・返礼品の調達費用を、合理的な理由なく、一般価格より高額にすることを禁止

【参考：ふるさと納税にかかるこれまでの経過③】

*** 令和7年12月4日 東京都、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会から総務大臣宛てに共同要請を実施**

制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、下記事項について直ちに見直すことを強く求める

- ① 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得税の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に定額の上限を設けること。
- ② 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「100分の50」から縮小を図ること。特に返礼品経費の上限については、「100分の30」から更なる縮小を図ること。
- ③ 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を地方自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに廃止すること。廃止までの間の地方自治体の税収減収分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

◆ 令和7年12月26日 令和8年度税制改正大綱

- ① 特例控除額について193万円（給与収入1億円相当）を上限として新たに設定（令和9年寄付分から適用）
- ② 寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を60%以上と設定（令和8年指定から段階的に適用）するとともに用途を公表
- ③ 指定取消期間を3年以内（現行は2年）とするとともに、最大5年前（現行は最大2年前）の違反事案について取消対象とする



一部、要請内容に沿った制度改正あり
引き続き、国に対して抜本的な見直しを求めていく

(4) 「税源偏在是正議論」の問題点

① 地方税財源の不足が元々の問題

⇒元々は地方財源の不足問題。偏在是正議論（東京一極集中）にすり替えられている

② 税額のみに着目している

⇒財源調整は本来地方交付税の役割（需要も含めた調整が本来）

③ 東京対地方の対立構造にしている

⇒地方財源を国税化して再配分する手法は、地方税の本質に反し、分権に逆行するもの。税源の奪い合いにつながる地方共倒れの議論

⇒今後の減収見込みの状況や国の新たな措置等を踏まえながら、引き続き、不合理な税制改正の是正を国に求めていく

（参考）新たな懸念

◎都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る
- 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る

⇒特に固定資産税は、特別区財政調整交付金の原資であり、上記制度改正が実施されれば、都区ともに大幅な減収となってしまう！

※12/19に東京都と歩調を合わせ、本件についての緊急声明を発表（55ページ参照）したが、「東京には財源がある」という前提で議論が展開されており、断行される可能性が高い・・・

「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明

○令和7年12月19日に、同日に決定した令和8年度与党税制改正大綱の公表を受けて、区民サービスを堅持するため、「不合理な税制改正」に対して断固反対する緊急声明を発表

《緊急声明の概要》

- 国が「地方創生の推進」「税源偏在是正」を名目に断行してきた、地方法人課税の一部国税化やふるさと納税制度等の「不合理な税制改正」により、特別区は深刻な影響を受けている。
- その影響額は、令和7年度だけで、約3,600億円、平成27年度からの累計では約2兆3,000億円という衝撃的な額である。
- 令和8年度与党税制改正大綱では、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るなどとされ、特別区の貴重な税源をさらに吸い上げる動きが見受けられる。
- 固定資産税は、基礎的自治体である特別区が、その地域に住み、活動する人々が日々利用する公共施設の整備や介護、福祉などの行政サービスを支える地方税の根幹を成す税である。
- これらの財源を、「受益と負担」の関係を無視し、一方的に収奪することは、首都東京に住まい活動する人々を支える、行政サービスの提供に支障を生じかねないものであり、特別区として決して看過できない。

4 地方創生

（東京一極集中是正問題、全国連携プロジェクト）

- 「東京一極集中是正」を目的に地方創生施策が進められている中で、東京23区が何をなすべきなのかが問われる
- 特別区と全国各地域の共存共栄（全国各地域があって東京が成り立っている）を目指し、お互いの強み弱みを共有したうえで、知恵を出し合い、協力・連携により東京を含めた全国各地域の活性化、まちの元気につなげる取組みとして、平成26年9月、「特別区全国連携プロジェクト」を開始
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、国が促進・推進する事業として特別区全国連携プロジェクトの取組みが位置づけられていた
- プロジェクトの推進主体としてのプラットフォームの構築、多様な主体（民間事業者等）との連携、複数自治体同士による連携強化などの展開を図る
- 各区による個別の連携のほか、23区全体と都道府県市長会・町村会の連携が実現
 - ・9地域13団体＝北海道町村会、京都府市長会・町村会、青森県市長会・町村会、千葉県市長会・町村会、広島県町村会、奈良県町村会、群馬県市長会・町村会、埼玉県町村会、山梨県町村会
- 連携している自治体数（令和8年4月1日現在） 1,150自治体（全国の6割強）
 - ・各区交流857、全国連携HP会員393、広域連携協定締結（9地域13団体）372

5 被災地への支援

被災地の復旧・復興のための様々な支援を実施
(全国連携プロジェクト開始後はその一環として実施)

(1) 東日本大震災等への支援

○東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風15号・19号など

○23区を挙げて支援する旨を申し合わせ。発災当初から物資支援や職員派遣を継続

○職員派遣：全国市長会を通じた被災地からの派遣要請を受け、23区で調整の上、各区から派遣。[延べ人数（令和8年4月1日までの実績）＝東日本7,234名、熊本432名、平成30年7月豪雨111名、胆振地震28名（北海道町村会との連携協定を踏まえた取組）など]

○復興支援金：災害救助法が適用され、区長会で定めた基準を満たした自治体に提供【令和7年度末までに支援した額、総額14億5,400万円】

(2) 令和6年能登半島地震被災地への支援（令和8年4月1日時点状況）

○23区を挙げて支援する旨を申し合わせ。発災当初から物資支援や職員派遣を継続

○職員派遣：延234名

① 短期派遣 229名、うち109名は総務省の応急対策職員派遣制度（平成30年3月創設）の対口（たいこう）支援として、石川県輪島市からの派遣要請を受け、23区で調整の上、各区から派遣したもの。【担当業務：罹災証明書発行の受付等業務、住家被害認定2次調査業務 など】

② 中長期派遣 事務職3名 土木職2名

○復興支援金： 令和6年能登半島地震に支援した総額3,800万円
（内訳：石川県3,000万円、新潟県500万円、富山県300万円）

6 火葬場に関する課題

(1) 民間火葬場について（火葬料金）

- 23区では歴史的背景から、9か所の火葬場のうち7か所は民間企業が経営（7か所のうち6か所は「東京博善株式会社」が経営）。
- 近年、民間火葬場の値上げが相次ぎ、社会的な問題に。
- 特に、東京博善の値上げ幅が大きい。

▼東京博善の料金の変遷

事業者/年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
東京博善	59,000円 (~R2.12.31)	75,000円※ (R3.1.1~R6.5.31) ※R4年6月から燃料サーチャージによる上乗せ有			90,000円 (R6.6.1~R8.3.31)			87,000円 (R8.4.1~)

東京博善の値上げに対し特別区は…

- ①東京博善所在6区による報告徴収
6区保健所は墓地埋葬法に基づき、
年1回東京博善に対し、火葬場に求め
られる「永続性」「非営利性」が確保
されているか調査を実施している。



火葬料金に関する調査・確認
・指導等は法に明記がなく
できない状況

▼特別区内の火葬場（出典：東京新聞）



②国に対し法改正を要望

【1回目】令和6年 8月（特別区単独）

【2回目】令和7年1 1月（都区連名）

I 事業者の責務と行政の指導権限の
明確化

II 国による公益性の整理と料金設定
ガイドラインの提示

III 民間火葬場の料金設定への行政関
与の制度化

IV 民間火葬場の会計区分と経費内訳
の公表義務

▼要望書を上野厚労大臣に提出（令和7年1 1月）



＜東京都の動き＞

東京都知事所信表明

令和7年第三回都議会定例会（9/24）

今後の人口動態等を踏まえ、東京全体で安定的な火葬体制を確保することは重要です。

都は、火葬場を指導監督する区市町村と連携しまして、料金を含む火葬場の経営管理に対する指導が適切に行えますよう、法の見直しを国に求めているとともに、実態を精緻に把握した上で火葬能力の強化に向けた取組を検討してまいります。

東京都はこれまでの対応方針を転換

①火葬場に関する実態調査

都内全自治体や全国の民間火葬場を対象とした調査を実施し、令和8年3月末に結果を公表。

死亡者数の推計などから火葬需要を把握し、ソフト・ハードの両面から具体的な対応策を検討。

②火葬場に係る検討会（後述）

①の結果を踏まえ、都内自治体や外部有識者等で構成する検討会を今年度設置。

（第1回：6月4日開催）

火葬場の適切な運営や火葬能力の確保などの方策について、様々な観点から検討。

(2) 民間火葬場について（経営権変更等）

- 5月21日、株式会社広済堂ホールディングスが、子会社である東京博善の株式を投資ファンドに売却するかのよう報道がなされた。

民間火葬場の経営管理等に対して、監督官庁である特別区が実質的に関与することができないという法制度面の課題が明らかに

公共サービスとしての安定性・継続性が求められる火葬場が、利益追求の手段として売買の対象とされること自体が、区民に不安を生じさせる

広域行政の観点から踏まえ、本件について軌を一にした行動を東京都に要請

厚生労働省 に対し、**共同要望** を実施
経済産業省

- I 支配株主変更時等の監督官庁による許可・承認を要する仕組みの明文化
- II 重要経営方針変更時等の監督官庁への事前協議・届出の明文化
- III 事前協議後の助言・指導・報告徴収計画見直し権限の制度化
- IV 制度運用に係るガイドラインの策定

▼ 要望書を仁木厚労副大臣に提出（令和8年6月）



(3) 火葬場に係る検討会

昨年度、都が実施した火葬場実態調査の結果等を踏まえ、火葬能力の確保に向けた取組や経営管理も含めた火葬場の運営方法などについて、都内自治体関係者や外部有識者等による検討を行う。

＜左図は当日資料一部抜粋。資料は以下で公開＞

URL：<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/kaso/kento>

第1回（令和8年6月4日）開催

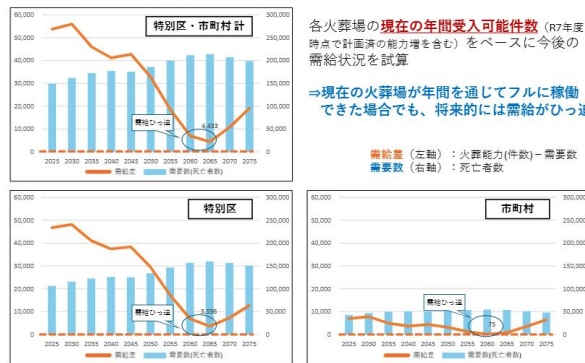
【事務局説明】

- 今後の都内死亡者数は、2024年の約14万人に対し、2065年頃には約20万人に達する見込み
- 現在の火葬場が年間を通じてフルに稼働できた場合でも、将来的に需給がひっ迫する見通し
- 将来を見据えた火葬能力の増強、待ち日数増加による遺族の負担軽減、及び平時の高稼働恒常化による災害時の対応余力低下などが課題

【意見一部抜粋】

- 将来的に火葬能力が不足することは確実視される中、火葬能力の強化は不可欠
- 今後の火葬場のあり方については、基礎自治体が責任を持つという認識のもと、活発な議論を進めたい

死亡者数の長期推計に基づく火葬需給の試算②



・2030年以降の火葬率は、R7年度時点での増設計画などによる火葬率増進率等を反映
・需要数については、区部に所在する火葬場や区部以外からの利用があることを踏まえ、一定の基準で算出

火葬需給の見通しを踏まえた課題

- 現状と同程度の火葬規模では増加し続ける火葬需要に応えることは困難であり、**将来を見据え、火葬能力の増加に向けた対応が必要**
- 都内の火葬実績の約7割を占める民営火葬場では、現在も、**一定割合を都外からの利用が占めており、今後の火葬需要の増により都外からの利用が増加する場合、都民の火葬需要の増に十分対応できなくなる可能性も**
- 冬季は火葬待ち日数が長くなる傾向にあり、火葬需要の増に伴い、さらに待ち日数が増加し、より遠方の火葬場を利用せざるを得ない状況が発生するなど、**遺族の負担が増すことが懸念される**
- 火葬需要増に伴い平時において高い稼働率が恒常化する場合、**災害時における対応余力が失われるおそれ**

＜検討会スケジュール（予定）＞

項 目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会 (親会)		● 第1回				● 第2回 中間まとめ		● 第3回			● 第4回 全体まとめ

7 その他 様々な課題等

- (1) 国民健康保険事業（保険料水準の統一等）
- (2) 防災対策（首都直下地震、台風・大規模水害等の災害への備え、避難所環境・運営のあり方）
- (3) 少子・高齢化対策
- (4) 清掃事業の課題
- (5) 地球環境の保全に向けた環境対策（2050年『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた特別区長会共同宣言、オール東京62市区町村共同事業（みどり東京温暖化防止プロジェクト等）
- (6) 調査研究（特別区長会調査研究機構）
- (7) 地方分権（提案募集方式への対応）

他

ご清聴ありがとうございました

特別区長会事務局次長 神田 浩孝